### 競争参加者の資格に関する公示

美保外(6)施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和6年2月19日

中国四国防衛局長 西方 孝

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 美保外(6) 施設最適化総合設計
- (2) 履行場所 鳥取県境港市
- (3) 業務内容 本業務は、以下を行う業務である。

### 主な施設

【美保基地】別途発注のECI方式による技術提案対象業務

建替施設 (建替後の施設)

- ・隊舎新設 4階建 約4,300㎡、隊舎新設 3階建 約2,700㎡、 体育館・プール新設 2階建 約1,800㎡、器材庫新設 1階建 約4,600㎡、 器材庫新設 1階建 約1,300㎡、庁舎新設 3階建 約2,700㎡※、 食厨新設 1階建 約1,300㎡、仮設隊舎 3階建 約3,200㎡
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計33棟、計約3,400㎡

#### 改修施設

- · 庁舎改修 2階建 約2,000㎡、隊舎改修 3階建 約2,000㎡、 隊舎改修 5階建 約3,400㎡、格納庫改修 1階建 約4,200㎡、 器材庫改修 2階建 約5,500㎡、格納庫改修 3階建 約11,000㎡、 整備場改修 1階建 約1,500㎡、整備場改修 2階建 約4,300㎡、 格納庫改修 1階建 約6,600㎡、車庫改修 1階建 約1,000㎡、 器材庫改修 1階建 約1,600㎡、倉庫改修 1階建 約1,200㎡、 庁舎改修 3階建 約2,500㎡、整備場改修 1階建 約2,100㎡、 倉庫改修 1階建 約4,800㎡
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計84棟、計約11,000㎡

仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に係る 総合設計

計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを 条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行うものである。

## 【美保通信所】

建替施設(建替後の施設)

・1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計9棟、計約2,400m<sup>2</sup> 改修施設

- ・隊舎改修 2階建 約1,200㎡、局舎改修 1階建 約2,700㎡、
  厚生施設改修 1階建 約1,300㎡、体育館改修 2階建 約1,300㎡、
  局舎改修 1階建 約3,400㎡
- ・上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計11棟、計約1,800m<sup>2</sup>

仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に係る 総合設計

計画通知申請手続き一式

- 注) 各施設の面積は延床面積
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

## 2 資格審査の申請方法

(1) 申請書の交付期間

令和6年2月19日から令和6年5月21日までの行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(2) 申請書の交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30広島合同庁舎 4号館 7階 中国四国防衛局総務部契約課契約審査第 2 係

TEL 082-223-7233

E-mail keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(3) 申請書の提出期間

令和6年2月19日から令和6年3月5日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(4) 申請書の提出場所

上記(2)に同じ。

(5) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書(下記3(1)から(5)までの条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。なお、紙により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

送付先メールアドレス:上記(2)に同じ。

(6) その他

ア 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 令和6年3月6日以降(行政機関の休日を除く。)随時、申請を受け付けるが、 提出された技術提案書の特定結果の通知日(以下、特定通知日という。)までに 共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

### 3 共同体としての資格

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ア 単体又は共同体の代表者は、防衛省における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を受けた者、及び、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」、「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」、「通信業務」のいずれかに係る「A」又は「B」による組合せとする。ただし、それぞれが単体として、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。
- イ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料提出期限の日から認定 を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等 の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を 受けている期間中でないこと。
- ウ 競争参加者の資格に関する公示 (令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計 画課長公示) 4(2)に該当しないものであること。

#### (2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書に おいて明らかであること。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当(主任)技術者を配置するものとする。 また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 共同体としての資格及び審査

上記(2)に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

4 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記3(1)アの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2により申請をすることができる。この場合において、上記3(1)アの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る特定通知日までに上記3(1)アの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

#### 5 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

## 6 資格の有効期間

上記5の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格審査結果通知の日から当該業務の引渡しが完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

# 7 その他

- (1) 共同体の名称は、「美保外(6) 施設最適化総合設計○○・○○共同体」とする。
- (2) 共同体協定書については、上記2(2)の交付場所において交付する所定の様式を参考に作成する。